

変 更 届 出 書 (法第11条第2項及び第3項)

必ず記入

令和 6年 6月 30日

国土交通大臣
許可番号 許可 (般-2) 第 1 2 3 4 5 6 号
大分県 知事
法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1

届出者 株式会社 大分建設工業
代表取締役 ○○ ○○

九州地方整備局長

殿

大分県 知事

事業年度 (第34期 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで)
が終了したので、別添のとおり、下記書類を提出します。

記

大臣許可で個人の場合

- | | | |
|---------------------|----------|-----------------------|
| (1) 工事経歴書 | 変更があれば提出 | (8) 所得税納付済額証明書 |
| (2) 工事施工金額 | | (9) 事業税納付済額証明書 |
| (3) 貸借対照表及び損益計算書 | 変更があれば提出 | (10) 使用人数 |
| (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 | | (11) 令第3条に規定する使用人の一覧表 |
| (5) 事業報告書 | | (12) 定款 |
| (6) 附属明細表 | | |
| (7) 法人税納付済額証明書 | | |

大臣許可で法人の場合

記載要領

- 「国土交通大臣 及び 「九州地方整備局長
知事」 知事」 については、不要のものを消すこと。
- (1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

工事 (税込・税抜)

* 記載例1 工事経歴書記載例

(建設工事の種類)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 〔PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	A邸木造住宅基礎工事	大分県大分市	東京一郎	√	9,000 千円	令和5年12月	令和6年1月
B	北海道開発	〃	B邸車止め設置工事	〃	〃	〃	4,500 千円	令和6年2月	令和6年3月
C	東北土木	〃	C敷地盛土及び基礎工事	〃	〃	〃	3,200 千円	令和6年3月	令和6年3月
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	2,500 千円	令和5年5月	令和5年5月
E	北陸産業	〃	Dビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	2,000 千円	令和6年1月	令和6年1月
F	中部塗装	〃	Eアパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	1,900 千円	令和5年10月	令和5年11月
G	近畿組	〃	Fビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	1,800 千円	令和5年9月	令和5年9月
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,700 千円	令和6年2月	令和6年3月
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,600 千円	令和5年4月	令和5年4月
J	九州工業	〃	G邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,500 千円	令和5年12月	令和5年12月
K	沖縄機械	〃	H邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,000 千円	令和5年4月	令和5年5月
L	I	下請	B~Kの件数 ≤ 10件	〃	岡崎三男	〃	〃	〃	5年5月
M	J	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	7,000 千円	〃	〃

個人名が特定されないよう、イニシャル等で記載すること。

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② 下請工事に係る完成工事

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

小計	13 件	45,700 千円	うち 元請工事 30,700 千円
合計	52 件	65,000 千円	うち 元請工事 50,000 千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位：千円

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	舗装工事			
第32期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで		施工実績がないときも、業種名及び施工金額を0として記載してください（保有し、あるいは申請する全ての許可業種について記載）。						321,123
						許可を有しない建設業に係る軽微な工事の施工金額を記入してください。	123,456	
							134,666	
	計						579,245	
第33期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共工事とは、直接の注文者が官公庁等の場合をいい、最初の注文者が官公庁等であっても、直接の注文者が建設業者である場合は、下請に該当します。						432,100
	民間						200,001	
	下請						61,767	
	計						693,868	
第34期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	22,150	24,300	0	24,550	15,500	86,500
	民間		2,550	0	50,000	6,420	2,610	61,580
	下請		53,980	4,500	15,000	78,440	0	151,920
	計		78,680	28,800	65,000	109,410	18,110	300,000
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
	民間							
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						財務諸表の完成工事高と一致します。
	民間							
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
	民間							
	下請		用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終頁に記入してください。					
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日現在

（会社名） 株式会社 大分建設工業

資 産 の 部

（単位：千円）

I 流動資産

現金預金	114,488	1
受取手形		2
完成工事未収入金	28,330	3
有価証券	2,598	4
未成工事支出金	40,600	5
材料貯蔵品	10,031	6
短期貸付金	8,533	7
前払費用	55	8
繰延税金資産		9
その他	15,083	10
貸倒引当金	△ 250	11

流動資産合計

219,472 I
 (1 + ~ + 10 - 11)

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	15,000	
減価償却累計額	△ 4,783	13
機械・運搬具	6,000	
減価償却累計額	△ 1,340	14
工具器具・備品	1,680	
減価償却累計額	△ 302	15
土地		16
リース資産		
減価償却累計額	△	17
建設仮勘定		18
その他	1,475	
減価償却累計額	△ 251	19

有形固定資産合計

29,480 (1)
 (13 + ~ + 19)

(2) 無形固定資産

特許権		19
借地権		20
のれん		21
リース資産		22
その他	4,000	23

無形固定資産合計

4,000 (2)
([19] + ~ + [23])

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	8,000	23
関係会社株式・関係会社出資金		24
長期貸付金	13,000	25
破産更正債権等	7,000	26
長期前払費用		27
繰延税金資産		28
その他	2,800	29
貸倒引当金	△	30

投資その他の資産合計

30,800 (3)
([23] + ~ + [29] - [30])

固定資産合計

64,281 II
[(1) + (2) + (3)]

III 繰延資産

創立費		31
開業費		32
株式交付費		33
社債発行費		34
開発費		35

繰延資産合計

III
([31] + ~ + [35])

資産合計

負債純資産合計と同じ

283,753 A
(I + II + III)

負 債 の 部

(単位：千円)

I 流 動 負 債

支 払 手 形	6,230	36
工 事 未 払 金	14,527	37
短 期 借 入 金	15,000	38
リ ー ス 債 務		39
未 払 金	4,880	40
未 払 費 用	1,599	41
未 払 法 人 税 等	600	42
繰 延 税 金 負 債		43
未 成 工 事 受 入 金	20,000	44
預 り 金	280	45
前 受 収 益		46
() 引 当 金		47
そ の 他	8,652	48
流 動 負 債 合 計		

71,770 I

(36 + ~ + 48)

II 固 定 負 債

社 債		48
長 期 借 入 金	10,000	49
リ ー ス 債 務		50
繰 延 税 金 負 債		51
() 引 当 金		52
負 の の れ ん		53
そ の 他		54
固 定 負 債 合 計		

10,000 II

(48 + ~ + 54)

負 債 合 計

81,770 B

(I + II)

純 資 産 の 部

(単位：千円)

I 株 主 資 本

(1) 資 本 金		25,000	(1)	
(2) 新株式申込証拠金				(2)
(3) 資本剰余金				
資本準備金	54			
その他資本剰余金	55			
資本剰余金合計				(3)
				([54] + [55])
(4) 利益剰余金				
利益準備金	9,500			[56]
その他利益剰余金				
準備金	57			[57]
任意積立金	149,750			[58]
繰越利益剰余金	17,733			[59]
利益剰余金合計				(4)
				([56] + ~ + [59])
(5) 自己株式		△		(5)
(6) 自己株式申込証拠金				(6)
株主資本合計				I
				[(1) + ~ + (4) - (5) + (6)]

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金				(1)
(2) 繰延ヘッジ損益				(2)
(3) 土地再評価差額金				(3)
評価・換算差額等合計				II
				[(1) + (2) + (3)]

III 新株予約権

純 資 産 合 計

財産的要件の自己資本の額

201,983

(I + II + III)

資産合計と同じ

負 債 純 資 産 合 計

283,753

B + C (= A)

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会 社 名) **株式会社 大分建設工業**

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計と同じ

(単位：千円)

I 売 上 高

完成工事高	300,000	□1			
兼業事業売上高	21,498	□2		321,498	A

II 売 上 原 価

完成工事原価	235,000	□3			
兼業事業売上原価	15,000	□4		250,000	B
売上総利益（売上総損失）				(□3 + □4)	

完成工事総利益（完成工事総損失）	65,000	□5	(□1 - □3)		
------------------	--------	----	-----------	--	--

兼業事業総利益（兼業事業総損失）	6,498	□6	(□2 - □4)		71,498 C
------------------	-------	----	-----------	--	----------

(A - B) = □5 + □6

III 販売費及び一般管理費

役員報酬	9,360	□7			
従業員給料手当	10,039	□8			
退職金		□9			
法定福利費	2,351	□10			
福利厚生費	2,713	□11			
修繕維持費		□12			
事務用品費	1,028	□13			
通信交通費	2,435	□14			
動力用水光熱費	945	□15			
調査研究費		□16			
広告宣伝費	3,600	□17			
貸倒引当金繰入額	250	□18			
貸倒損失		□19			
交際費	1,560	□20			
寄付金		□21			
地代家賃		□22			
減価償却費	1,072	□23			
開発費償却		□24			

租 税 公 課	3,498	25	
保 險 料		26	
雑 費	1,334	27	
			40,185 D
			(7 + ~ + 27)
営業利益 (営業損失)			31,313 E
			(C - D)
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金	145	28	
そ の 他	4,542	29	
			4,687 F
			(28 + 29)
V 営業外費用			
支 払 利 息	210	30	
貸倒引当金繰入額	100	31	
貸 倒 損 失	300	32	
そ の 他		33	
			610 G
			(30 + ~ + 33)
経常利益 (経常損失)			
			H
			(E + F - G)
VI 特別利益			
前期損益修正益	85	34	
そ の 他		35	
			85 I
			(34 + 35)
VII 特別損失			
前期損益修正損		36	
そ の 他	25,491	37	
			25,491 J
			(36 + 37)
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)			9,980 K
			(H + I - J)
法人税、住民税及び事業税	387	38	
法人税等調整額		39	
			387 L
			(38 + 39)
当期純利益 (当期純損失)			9,593 M
			(K - L)

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に把握することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6項に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」で金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会 社 名) 株式会社 大分建設工業

(単位：千円)

I 材 料 費		<u>40,533</u>	I
II 労 務 費		<u>64,763</u>	II
(うち労務外注費	<u>4,700</u>)
III 外 注 費		<u>80,708</u>	III
IV 経 費		<u>48,994</u>	IV
(うち人件費	<u>3,900</u>)
完 成 工 事 原 価		<u>235,000</u>	V

損益計算書の完成工事原価と
必ず一致。

(I + II + III + IV)
= 損益計算書の 3

記載要領

- 1 「労務外注費」とは、工種・工程別等の工事の完成を約する契約で、その大部分が労務費であるものに基づく支払額をいう。

株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

（会社名） **株式会社 大分建設工業**

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰上 減損	延滞 利益			土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 () 積立金									
当期首残高	25,000				9,500	149,750	8,140	167,390	△	192,390						192,390
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当							△	△		△						△
当期純利益							9,593	9,593		9,593						9,593
自己株式の処分																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																
当期変動額合計							9,593	9,593		9,593						9,593
当期末残高	25,000				9,500	149,750	17,733	176,983		201,983						201,983

株主に配当した場合等に記載してください。

損益計算書の「当期純利益」と一致します。

当期末残高の各勘定科目の値は、貸借対照表の「純資産の部」における各勘定科目と一致します。

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載にあたっては有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会計計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

（会社名）株式会社 大分建設工業

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法

②棚卸資産 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法

②無形固定資産 定率法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当は法定繰入率による

(4) 収益及び費用の計上基準

工事完成基準による

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式による

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のため

の基本となる重要な事項

該当なし

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬^{ひょう}の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

2 重要な会社方針

9 株主資本等変動計算書関係

18 その他

はすべての株式会社（特例有限会社を含む。）において記載が必要です。

該当がない項目には「該当なし」と記入してください。

記入すべき内容が不明のときは、税務申告書に添付の注記表（個別注記表）の記載を参考にしてください。

- ①担保に供している資産の内容及びその金額
- ②担保に係る債務の金額
- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

会計監査人設置会社に限り、研究開発費の額を記載します。

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 株

- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
普通株式 株

- (3) 剰余金の配当

令和〇年〇月〇日定時株主総会決議 配当総額 千円
1株あたり100円 当期純利益を原資とする。

9(1)、(2)について、それぞれの株式数を記載してください。

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割 合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

該当なし